

その他について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽん大阪支部

保健事業の一層の推進について

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことと踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し（案）

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

- 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されたがら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部（北海道・徳島・佐賀）において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

人間ドックに対する補助の実施

- 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施。
- 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は、日本人間ドック・予防医療学会／日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会、全国労働衛生団体連合会が実施する第三者認証を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

若年層を対象とした健診の実施

- 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

被扶養者に対する健診の拡充

- 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

制度変更後の健診体系図（令和9年度以降：被保険者・被扶養者共通）

令和6年12月23日
第133回運営委員会資料1-5

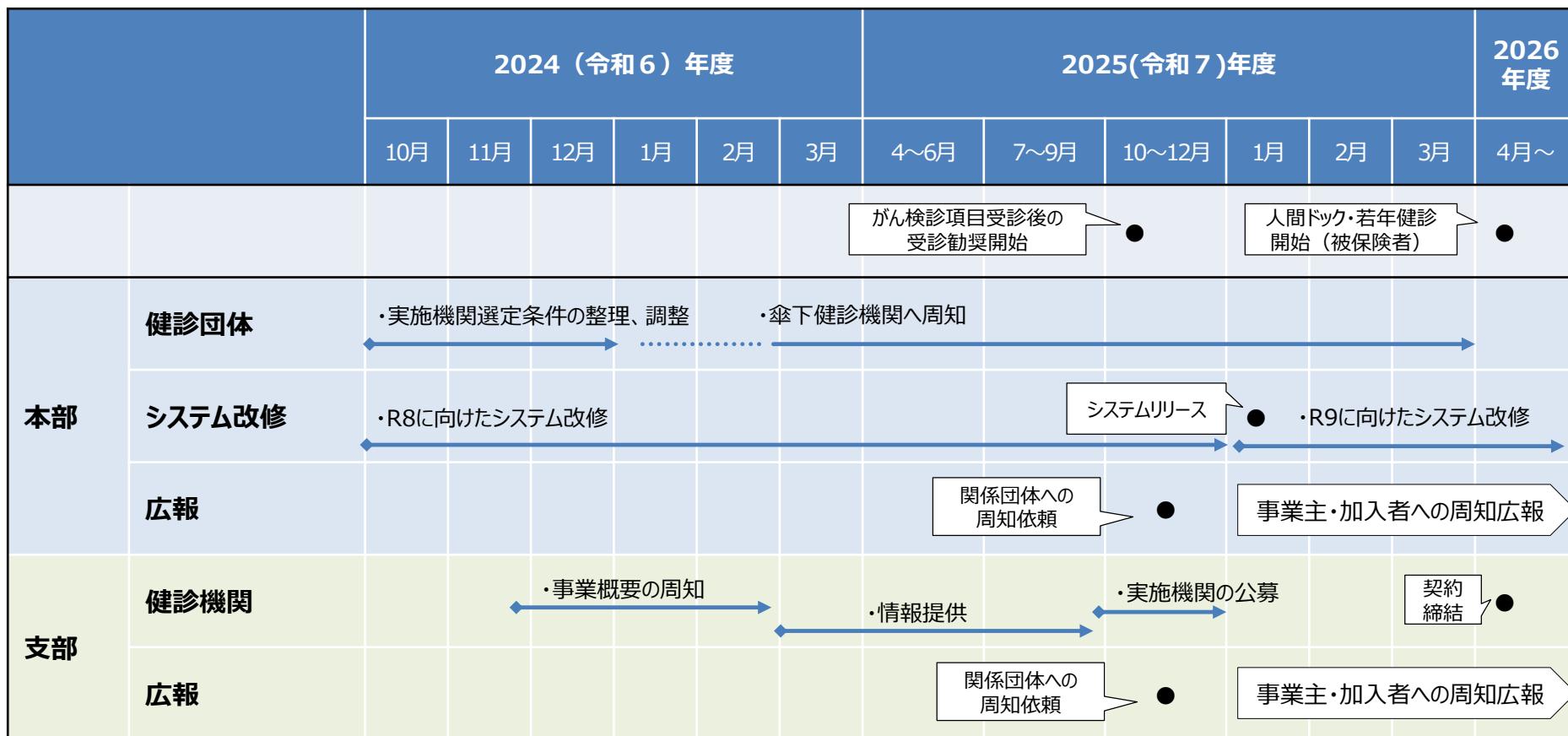
- 令和8年度から、35歳以上の被保険者を対象に人間ドックに対する費用補助を実施するほか、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とする（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）。
- 従来40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診及び付加健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設する。また、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 令和9年度から、被扶養者を対象とした健診について被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、制度変更後の健診体系では被保険者と被扶養者の健診内容等は同一となるが、現行の被扶養者に対する特定健診については引き続き実施する。

健診の種類	受診対象者の年齢			
	～19歳	20～34歳	35～39歳	40～74歳
生活習慣病予防健診等	人間ドック		35歳以上（毎年受診可）	
	節目健診			40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方
	一般健診		35歳以上（毎年受診可）	
	一般健診（若年）	20歳、25歳、30歳の方		
	子宮頸がん検診		20歳以上の偶数年齢の女性	
	乳がん検診			40歳以上の偶数年齢の女性
	骨粗鬆症検診			40歳以上の偶数年齢の女性
特 定 健 診	肝炎ウイルス検査		一般健診を受診する方（過去に受けた方は除く）	
				40歳以上の被扶養者

保健事業の一層の推進に係る今後のスケジュール（案）

令和6年12月23日 第133回運営委員会資料1-5

- 人間ドック等の実施に向けては、協会と健診機関において、新たな契約を行うことに加え、双方でハード面・ソフト面で大幅な変更が必要になることから、本部と健診団体、支部と健診機関との間で密にコミュニケーションを取りながら円滑な制度開始に努めることとする。
- また、事業主・加入者への丁寧な周知広報も必要不可欠であることから、令和7年度の最重点広報テーマの一つとし、本部・支部一体となって、関係団体を通じた広報を含め、様々な広報チャネルを活用した周知・理解促進を図ることとする。



令和
4
年
度

LDLコレステロール値に着目した受診勧奨の実施

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。

令和
5
年
度

生活習慣病予防健診（一般健診）の自己負担の軽減

- 健診実施率の向上のため、38%（7,169円）の一般健診の自己負担について、総合健保組合の水準を参考に28%（5,282円）に軽減。
※ 自己負担30%の生活習慣病予防健診の乳がん検診・子宮頸がん検診のほか、肝炎ウイルス検査についても、自己負担を28%に軽減。

付加健診の自己負担の軽減

- 疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、50%（4,802円）の付加健診の自己負担について、28%（2,689円）に軽減。

付加健診の対象年齢拡大

- 疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、対象年齢を「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」とした。

被扶養者の集団健診時におけるオプション健診の拡充

- 被扶養者の特定健診実施率の向上のために行っている集団健診（協会主催）時のオプション健診について、健康日本21（第三次）の目標等を踏まえ、内容の見直し及び項目の拡充を図った。
※ 「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」を支部の実情に応じて選択可能。

重症化予防対策の充実

- 高血圧等に係る未治療者に対する受診勧奨について、被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者に拡大。

支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施

- 医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等の実施。

令和
6
年
度

大阪支部移転について

大阪支部移転について(電話番号等決定のお知らせ)



協会けんぽ大阪支部



移転のお知らせ

協会けんぽ大阪支部は、大阪市西区靱本町1-11-7信濃橋三井ビル6階において業務を行っておりましたが、令和7年1月14日(火)に下記へ移転しました。

■ 移転先のご案内 ■

新所在地 〒530-8507

大阪市北区梅田3丁目2番2号 JPタワー大阪13階

※窓口へは、1階の「オフィスエントランス」エレベーターをご利用のうえ、9階オフィスフロアーの低層階用エレベーターに乗り換えてお越しください。

連絡先 ※変更あり 電話番号: 06-7711-3570

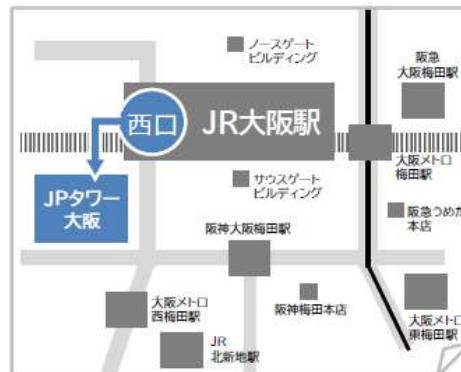
FAX番号: 06-7711-3560

最寄駅

- JR各線「大阪駅」西口改札直結
- JR東西線「北新地駅」徒歩5分
- 大阪メトロ
四つ橋線「西梅田駅」徒歩2分
御堂筋線「梅田駅」徒歩6分
谷町線「東梅田駅」徒歩7分
- 阪神本線「大阪梅田駅」徒歩2分
- 阪急各線「大阪梅田駅」徒歩12分

営業時間

8時30分から17時15分まで
(土・日・祝 12月29日から1月3日を除く)



協会けんぽ 大阪

検索

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

移転に際してよくある質問



Q 今回の移転で事業主及び加入者において手続きは必要ですか?

A 皆さまにお願いする手続きはありません。ただし、当支部への送付物の差出にあたり、令和7年1月14日(火)以降は新住所にお送りくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

Q 資格確認書等に大阪支部の旧住所(大阪市西区靱本町1-11-7)が記載されていますが、移転後もそのまま使えますか?

A ご使用いただけます。旧住所が記載されている健康保険証(令和7年12月1日まで)高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の各証は移転後も有効期限までそのままお使いいただけます。

Q 電話番号・FAX番号の変更是ありますか?

A 変更しました。電話番号: 06-7711-3570 FAX番号: 06-7711-3560

Q 移転先に駐車場はありますか?

A 協会けんぽ大阪支部専用の駐車場はありません。恐れ入りますが、公共交通機関のご利用をお願いいたします。
※各種お手続きはすべて郵送で行うことが可能です。郵送でのお手続きにご協力ををお願いします。

Q 窓口へはどのように行けばいいですか?

A 1. JPタワー1階のオフィスエントランスのエレベーターで9階オフィスロビーへ。
(※地下通路からお越しの方はエスカレーターでまず1階へ)
2. 9階で降りたら、向かってすぐ右にある低層階用エレベーターで13階へ。
3. 上に「NORTH」と記載のある側の方角に向かうと協会けんぽの窓口が見えます。
※各種お手続きはすべて郵送で行うことが可能です。郵送でのお手続きにご協力ををお願いします。

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ